

平成 29 年度
スマートスクール・プラットフォーム実証事業

「スマートスクール・プラットフォーム」の
標準化に向けた実証
実証地域提案公募要領

平成 29 年 7 月

総務省

1 実証の目的

学校現場において、多様なデータを安全かつ効率的・効果的に利活用可能な基盤を構築することにより、①個々の児童生徒にとって最適な学習、②エビデンスベースの教育・学校経営、③学校現場における業務効率化・教職員の負担軽減、④システム導入・運用コストの削減、⑤学校現場におけるクラウド利用環境の整備等を推進する。

2 実証の概要

(1) 実証概要

本実証では、児童生徒や教職員が教室、家庭等で授業や自己学習に利用する「授業・学習系システム」と、教職員が職員室等で出欠管理や成績評価等に利用する「校務系システム」との間の安全かつ効率的な情報連携と、当該連携により生成されるデータの効果的活用を実現するシステム（スマートスクール・プラットフォーム）についての実証を行う。

総務省では、スマートスクール・プラットフォームの効果として以下の3点を期待しており、本実証による成果を踏まえて標準仕様を確立した上で、その普及に取り組むこととしている。

① 教育・経営の質的向上

システム間のデータをクロスして分析・活用し、個々の子供にとって最適な教育を提供する等、個々の教員の勘と経験にデータ利活用によるエビデンスを加え、教育・経営への質的向上が図られる。

② 業務の効率化

分離運用されている2つのシステムがセキュアに連携され、校内での業務やテレワークが円滑化。教員の事務負担が軽減され、子供と向き合う時間の拡大や家庭・地域との連携の強化等が図られる。

③ システムのコスト低減

システム間の情報連携方法が標準化されることにより、提供事業者による囲い込み（ベンダロックイン）が防止され、多様な民間システムの中から最適なものを学校現場がタイムリーに導入したり、乗り換えたりすることが可能になることで、事業者間の競争が促進され、コスト低減やサービス向上、ベンチャー創出等が図られる。

(2) 実証地域要件

① 提案主体に係る要件

事業実施期間（最長3年間）を通じて、その設置する複数の学校において連携して実証を実施することが可能である、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校を設置する都道府県、市町村又は特別区の教育委員会

※ 全国5地域程度を実証地域として採択することを想定している。

※ 採択する実証地域のうち、3地域程度については、教育委員会単位（複数教育委員会による共同利用を行うものを含む。）で運用する統合型校務支援システムと、インターネット経由で利用するパブリッククラウド（民間事業者等が運営・管理するサーバを用いて提供されるクラウドサービス）上で提供される授業・学習システム（原則として、総務省「先導的教育システム実証事業」において取りまとめられた参考仕様に準拠したものに限り、以下同じ。）との間での連携についての実証を、2地域程度については、共にインターネット経由で利用するパブリッククラウド上で提供される校務系システムと授業・学習システムとの間での連携についての実証を行うものとするを想定している。

② 実証環境に係る要件

以下のⅠ～Ⅳの全ての要件を満たすこと。

- Ⅰ 実証に参加する全ての学校（地方公共団体（教育委員会等）の事務所においても実証を行う場合には、当該事務所を含む。）において、授業・学習システム及び校務系システムの両方について導入済み又は実証開始までに導入する見込みであること。
- Ⅱ 1実証地域当たり3校程度の学校において実証を行うこと。
- Ⅲ 実証に用いる授業・学習システム及び校務系システムについては、それぞれ異なる事業者が提供するものとする。
- Ⅳ 実証に用いる各種システム、通信環境（外部接続環境、校内LAN環境等）、情報端末等について、事業実施期間を通じて円滑な提供・運用及び活発な利活用が見込まれること。

3 事業実施要領

(1) 事業内容

公募により選定された提案主体は、(2)のとおり実施体制を構築の上、以下の全ての項目について実証を行う。

なお、以下において **枠囲み** になっている項目については、主に文部科学省「次世代学校支援モデル構築事業」において実証を行うものとする。

- ① 授業・学習システムと校務系システムとの連携に必要な技術的事項の検討・実装【実装すべき技術的事項（必須）】
 - 両システム間等における児童生徒・教職員の属性情報の受渡、共有
 - 両システム間等におけるその他のデータの受渡、生成、共有
 - 両システム間等において受渡、生成、共有されるデータの校内・校外からの円滑なアクセス

- 個人情報保護など法令等に基づく適正なデータの管理、利活用
- パブリッククラウドの活用を前提とした情報セキュリティの確保

※上記の実装すべき技術的事項は、実証に当たり必ず検討・実装を行うべきものを示したものであり、ここに示したものの以外の事項について実装することを妨げない。

② ①で実装したシステム（スマートスクール・プラットフォーム）の導入・運用の効果及び課題の検証

【検証すべき事項（必須）】

- 当該システムの導入・運用にかかるコスト削減、業務効率化等の定量的効果
- 上記コスト削減、業務効率化等を更に促進するための具体的方策
- 当該システムへの校内・校外からのアクセス及びデータ利活用をより円滑にするための具体的方策
- 個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティ対策のあり方
- 進級・進学、転校時等におけるデータの円滑かつセキュアな受渡

※上記の検証すべき事項は、実証に当たり必ず検証すべきものを示したものであり、これ以外の事項について検証対象とすることを妨げない。

③ 学習系・校務系データの連携・活用による教育の質の向上に関する実証

校務系システム及び授業・学習系システムが保有するデータを連携・活用し、学習指導・生徒指導等の質の向上及び学級・学校運営の改善等、教育の質の向上につなげるための実証研究を行う。

(2) 実施体制

- (1)の事業及びスマートスクール・プラットフォームの標準化に協力する意思を有する、以下の事業者との連携体制（コンソーシアム）を構築すること。
 - ・ 授業・学習系システムを提供する事業者
 - ・ 校務系システムを提供する事業者
 - ・ 授業・学習系システムと校務系システムとの連携のためのシステムを構築・提供する事業者
 - ・ 実証地域のICT環境に精通するとともに、上記事業者、総務省、文部科学省、総務省が指定する請負事業者その他の関係者間の必要な調整を遂行することができるプロジェクトマネージャー
- 実証に係る平時及び緊急時の連絡調整のため、総務省及び総務省が指定する請負事業者の指示に従い連絡体制を構築すること。
- 実証において児童生徒等の個人情報を取り扱う際には、関係する法令、ポリシー等を適切に踏まえて行うこと。

- 実証に当たっては、関係者が連携して十分な情報セキュリティ対策を講じること。
- 実証の円滑かつ効果的な実施のため、上記連携体制の全ての事業者、プロジェクトマネージャーを含む地域の教育関係者、有識者、関係事業者等により構成される地域連絡会を設置すること。
- 実証を実施するために、既存環境に対して追加でICT環境整備を行う必要があると総務省及び総務省が指定する請負事業者が判断した場合には、総務省及び総務省が指定する請負事業者と調整・協議の上で実施すること。なお、調整の迅速化を図るため、実証地域においては既存環境に精通したプロジェクトマネージャーが中心となって必要な調整を行うこと。

(3) 事業期間

本事業のスケジュールは、概ね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成 29 年 8 月中旬	提案内容について外部評価を行い、実証候補地域を選定
平成 29 年 8 月下旬	実証地域決定通知の送付

(4) 実証に必要なICT環境の整備

実証に必要なICT環境（各種システム、通信環境、情報端末等）については、既存のものを最大限活用することを前提としつつ、不足する環境を整備・運用するために必要不可欠な費用として、総務省が指定する請負事業者がその請負業務の範囲内において、1地域当たりの上限（目安）を2,000万円（税込）として支弁する用意がある。

なお、本実証のために整備したICT環境、体制等については、実証終了後においても継続的かつ有効に活用すること。

(5) その他

① 文部科学省「次世代学校支援モデル構築事業」との連携

本事業は、文部科学省「次世代学校支援モデル構築事業」と連携して実施するものであり、同事業にも応募すること。また、両事業の円滑かつ効果的な実施のため、文部科学省の求めに応じて、情報提供、意見交換等の協力を行うこと。

② スマートスクール・プラットフォームの標準化等への協力

総務省又は総務省の指定する請負事業者が、スマートスクール・プラットフォーム標準仕様の策定等、事業全体の統一的実施の観点から本実証の進め方について協力を求める場合がある。この場合には、必要な協力を行うこと。

③ 協議会への参画

本事業の実施に当たっては、標準仕様の策定やその普及等を目的として、実証参加企業その他の関係企業、団体等で構成される協議会を設置する予定である。3（2）で構築すべきこととしている連携体制を構成する全ての者は協議会に参画すること。

④ 成果報告書の取りまとめ

各事業年度における実施状況について、総務省及び総務省が指定する請負事業者の指示に従って、別に指定する期日までに成果報告書を作成し、総務省が指定する請負事業者に提出すること。また、実証成果の取りまとめに当たっては、可能な限り定量的なデータに基づいた検討・分析を行うこと。やむを得ず定性的な評価を行う場合であっても、当該評価の根拠となるデータ（エビデンス）を提示すること。

⑤ 成果報告会等への参加

総務省が主催する教育の情報化に関連する成果報告会等に参加の上、実証成果の発表等を行うこと。

⑥ 提出資料等の公表

実証地域の選定手続に係る提案書類の全部又は一部（外部の有識者等を構成員とした評価会における議事、議事録、各提案に係る評価結果等を含む。）その他の本事業の実施に関して各実証地域が総務省に対し提出する書類、資料等については、総務省HP等において公表する場合がある。提出する資料等のうち、非公表を希望するものがある場合には、当該資料等の右上の余白に「非公表」と明記するとともに、その理由を記載すること。なお、これらの提出資料等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき取り扱う。

⑦ 請負事業者との秘密保持契約の締結等

本事業の成果の取りまとめに必要な限度において、総務省が指定する請負事業者から3（2）で構築すべきこととしている連携体制の構成者に対して情報提供を求められる場合がある。当該情報提供に関し、秘密保持契約の締結が必要な場合には、選定後、総務省が指定する請負事業者と調整を行うこと。

4 提案手続

(1) 公募期間

実証地域としての参画を希望する者（以下「提案者」という。）は、公募開始の日から、平成29年8月4日（金）14時（必着）までに提案書を提出すること。

(2) 提出書類

以下の書類を各々の様式に従い作成・提出すること。詳細については別紙を参照すること。

- ① 実証事業地域選定 提案書
- ② 提案書概要
- ③ 連携主体の代表承認書

※ 総務省「スマートスクール・プラットフォーム実証事業（「スマートスクール・プラットフォーム」の標準化に向けた実証）」と文部科学省「次世代学校支援モデル構築事業」とで共通の提案書類の書式を採用しており、両事業への提案に当たっては同一の提案書類を作成・提出すること。

（3）提出部数等

提案書類（提案書及び補足資料）は次の部数を提出すること。

- ・ 正本：1部、
- ・ 副本：5部、
- ・ CD-R等の電子媒体：1枚

（4）提出先

総務省所管課（「7 本件に関する問い合わせ先」に記載。）に持参又は郵送等（締切日の14時必着）により提出すること。なお、提案書類の返却は行わない。

5 実証地域の選定

（1）選定方法

外部の有識者等を構成員とした評価会を開催し、その結果に基づいて、実証地域を5カ所程度選定する。評価会においては、提案者からのプレゼンテーションや追加資料の提出を求める場合があるので、提案者は、これらの求めがあった場合には協力すること。

（2）選定基準

選定に当たっては、次に掲げる項目に基づき、総合的に評価する。

- ① 2（2）の実証地域要件を全て満たしていること
- ② 実施計画が優れたものであること
 - 1に掲げる本事業の目的に沿ったものであること
 - スマートスクール・プラットフォームの標準化に貢献し、2（1）①から③の効果が期待されるものであること
 - 学校現場において、新規の技術開発要素を有するものであること
 - 目標や課題、課題解決の方法、スケジュールが具体的かつ実現可能な内容に設定されていること
 - 個人情報保護、情報セキュリティ対策を適切に講じるものであること

- 実証を通じて明らかにしようとする成果が、定量的なものを含め、具体化されること
- コストを抑え費用対効果に優れた提案内容となっていること
- 本実証の終了後も形成したスマートスクール・プラットフォーム及び整備したICT環境の活用計画が具体化されていること
- ③ 3（2）に沿って実証を円滑に遂行するための実施体制が確保されていること
- ④ 実証を効果的・効率的に遂行するために必要な実績、ノウハウ等を有していること
 - 教育情報化、業務改善その他の本事業に関係する取組の実績等を有すること
 - 実証地域のICT環境に精通し、実証を効果的・効率的に遂行する能力、実績を有するプロジェクトマネージャー、有識者等が参画していること
- ⑤ 5カ所程度選定する予定の実証候補地域における実施計画、実施地域、学校規模、学校の校種並びに利用する授業・学習系システム及び校務系システムの種類・提供事業者には偏りが無いこと

（3）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、実証候補地域を選定したのち、当該候補地域に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、本事業と連携して行う「次世代学校支援モデル構築事業」を実施する文部科学省と調整の上で、最終的な実証地域の決定を行う。選定の結果は、総務省から、提案書を提出した団体宛てに通知する。

なお、採択された提案内容については、必要に応じて総務省、実証候補地域及び総務省が指定する請負事業者による調整の上、修正等を行うことがある。

6 事業の継続

本事業の目的達成に必要と認められる場合には、平成29年度以降、3年間で限度に同一の実証地域において本実証事業を継続して行うことがあり得る。

7 本件に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 振興係
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
(電話) 03-5253-5685
(メール) jyourika_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

送信の際には、「@」に変更してください。

以上